

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
右殺意の点を、被告人の	右殺意の点を被告人の	1	9
右の自白が	右の自由が	1	11
左様に、殺すつもりで	左様に殺すつもりで	1	14
申上げましたが	申上げましたが	1	15
また、第一審公判においても、	また第一審公判においても、	1	15
「係官かそうだろう	「係官がそうだろう	1	16
これだけのことによつて、	これだけのことにわつて、	1	18
解するのほかになく、	解するほかになく、	1	23
原判決が証拠として	原判決が証拠として	2	4
与へなければならない	与へなければならぬ	2	18
原審がそれらの者を	原審がこれらの者を	2	22
確立せしめると、	確立せしめること、	4	12
自白の任意性	自由の任意性	4	17
昭和二十三年七月十四日	昭和二十三年七月一四日	5	10
昭和二十三年七月十四日	昭和二十三年七月一四日	5	10